

社会福祉法人すみれ会・すみれ保育園は、深谷市の市立認可保育園です。

1960年6月に萱場の地に開園致しました。その後、2013年12月、宿根に移転しました。

苦情解決

すみれ保育園では日々、皆様から頂戴したご意見やご要望あるいは苦情を真摯に受け止め、その解決を図りながら、保育園に在園する子どもたちと保護者の皆様にとってよりよい保育園運営を目指しております。

頂戴したご意見やご要望を適切に保育園の運営に反映するために、社会福祉法第82条の規定に基づき『苦情処理マニュアル』を定め、苦情解決機関、及びそれに関わる苦情担当者、苦情解決責任者、第三者委員会を設置し、保育の向上を図っております。

当園における担当者

苦情解決責任者 森 佐智代（すみれ保育園 園長）

苦情受付担当者 川田真由美（すみれ保育園 主任）

第 三 者 委 員 久保 正雄（048-571-4680） ・ 大畠 和恵（048-571-6222）

苦情の対応方法

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

解決結果の公表

信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き事業報告書を公表致します。